

<参考>

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（抜粋）

（特定危険薬物の広域指定）

第十四条 危険薬物について、他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったときは、当該地方公共団体と本県の広域的な連携の下に当該危険薬物が本県において製造、流通又は使用されることを阻止するため、知事は、これを特定危険薬物として指定するものとする。

（販売等の禁止）

第十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第五号までに掲げる行為について規則で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 特定危険薬物（特定危険薬物を含む物品及び直ちに人の身体に使用可能な形状の植物を含む。以下同じ。）を製造又は加工すること。
- 二 特定危険薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で購入し、譲り受け、若しくは所持すること（県の区域外で販売し、又は授与することを目的とする場合を含む。）。
- 三 特定危険薬物を販売し、又は授与する目的で広告すること。
- 四 販売又は授与の目的による場合を除き、特定危険薬物を購入し、譲り受け、又は所持すること。
- 五 特定危険薬物を使用すること。
- 六 情を知って、特定危険薬物をみだりに使用するための場所を提供し、又はあつせんすること。

福岡県薬物の濫用防止に関する条例施行規則（抜粋）

（正当な理由がある場合）

第三条 条例第十七条ただし書に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる用途に供するために条例第十七条第一号、第二号、第四号若しくは第五号の行為を行う場合又は医事若しくは薬事若しくは自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者若しくは自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞若しくは雑誌により条例第十七条第三号の行為を行う場合その他主として特定危険薬物を第一号から第六号までに規定する用途に供するために使用する者を対象として条例第十七条第三号の行為を行う場合とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ホ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設又は獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設

二 学術研究又は試験検査の用途（前号に掲げる機関等における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

三 条例第十八条第一項に規定する試験の用途

四 犯罪鑑識の用途

五 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）

六 工業用の用途

七 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の健康に被害が生じるおそれがないと認める用途